

○特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について

(平成24年6月11日付け国地契第12号、国官技第59号、国営管第110号、国営計第26号、国港総第268号、国港技第64号、国北予第13号)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事</p> <p>(1) 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」、「総合評価落札方式の実施について」(平成12年12月11日付け建設省営管発第449号)の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」又は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成14年2月22日付け国港管第1187号)の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年12月11日付け建設省営管発第450号、建設省営計発第158号)又は「総合評価落札方式における手続きについて」(平成14年2月22日付け国港管第1188号、国港建第272号)に基づき行われる工事(技術提案評価型A型若しくは施工能力評価型又は高度技術提案型総合評価落札方式を適用する工事を除く。)のうち、特定専門工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る。))のいずれかを含む専門工事をいう。以下同じ。)が工事全体に占める重要度の高い工事において試行することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 評価項目</p> <p>標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、これを特定専門工事部分とそれ以外とに分け、特定専門工事部分については、特定専門工事業者の施工実績及び特定専門工事業者の配置予定技術者の能力に関する項目を必ず設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「<u>国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドラインについて</u>」(平成25年3月26日付け国地契第109号、国官技第296号、国営計第121号、国北予第53号)の別添「<u>国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン</u>」2-7又は「<u>港湾空港等工事における品質確保促進ガイドラインについて</u>」</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象工事</p> <p>(1) 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」、「総合評価落札方式の実施について」(平成12年12月11日付け建設省営管発第449号)の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」又は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成14年2月22日付け国港管第1187号)の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年12月11日付け建設省営管発第450号、建設省営計発第158号)又は「総合評価落札方式における手続きについて」(平成14年2月22日付け国港管第1188号、国港建第272号)に基づき行われる工事(高度技術提案型総合評価方式を適用する工事を除く。)のうち、特定専門工事(法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る。))のいずれかを含む専門工事をいう。以下同じ。)が工事全体に占める重要度の高い工事において試行することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 評価項目</p> <p>標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、これを特定専門工事部分とそれ以外とに分け、特定専門工事部分については、特定専門工事業者の施工実績及び特定専門工事業者の配置予定技術者の能力に関する項目を必ず設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「<u>国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて</u>」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号)又は「<u>港湾空港等工事における品質確保促進ガイドラインについて</u>」(平成17年10月27日付け国港総第263号、</p>

(平成17年10月27日付け国港総第263号、国港建第145号)の別添中3-4の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号)、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国営管第282-3号、国営計第129号)又は「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国港総第683号、国港建第175号)の対象工事において本方式を試行する場合には、施工体制評価項目を特定専門工事部分とそれ以外とに分けて設定しないものとする。

3～5 (略)

附則 (略)

国港建第145号)の別添中3-4の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号)、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国営管第282-3号、国営計第129号)又は「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月8日付け国港総第683号、国港建第175号)の対象工事において本方式を試行する場合には、施工体制評価項目を特定専門工事部分とそれ以外とに分けて設定しないものとする。

3～5 (略)

附則 (略)